

医政発第0331005号

平成20年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

「特定医療法人制度の改正について」及び「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」の一部改正について

平成18年6月21日付けで公布された健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）のうち、老人保健法の改正の一部については、平成20年4月1日に施行される予定である。

については、「特定医療法人制度の改正について」（平成15年10月9日医政発第1009008号厚生労働省医政局長通知）及び「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成15年10月9日医政指発第1009001号厚生労働省医政局指導課長通知）の一部を改正することとしたので、予め留意の上その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知については、財務省主税局及び国税庁と協議済みであるので、念のため申し添える。

○「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成15年10月9日医政指発第1009001号）の付表1「証明願記1及び2に係る添付書類」

新	旧
<p>1 診療収入の明細 （記載上の注意事項） （1）略 （2）収入金額計①、②、③、④の合計額が、損益計算書の <u>本来業務事業損益及び附帯業務事業損益にかかる事業収 益の合計額と一致すること。</u></p> <p>2、3（略）</p> <p>4 健康診査に係る診療収入の明細 健康保険法 （中略） <u>高齢者の医療の確保に関する法律</u></p> <p>以下略</p>	<p>1 診療収入の明細 （記載上の注意事項） （1）略 （2）収入金額計①、②、③、④の合計額が、損益計算書の <u>「医業収益」の合計額と一致すること。</u></p> <p>2、3（略）</p> <p>4 健康診査に係る診療収入の明細 健康保険法 （中略） <u>老人保健法</u></p> <p>以下略</p>

## 証明願記 1 及び 2 に係る添付書類

申請者名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

## 1 診療収入の明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

病院、診療所及び 介護老人保健施設 名等	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	診療 割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
合計	社会保険診療			①	⑤
	労災保険診療			②	⑥
	健康診査			③	⑦
	自由診療等			④	
	計				100%

(記載上の注意事項)

- (1) 前事業年度（新設法人の第 1 回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）の診療について病院、診療所及び介護老人保健施設名等の別に記載すること。
- (2) 収入金額計①、②、③、④の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益及び附帯業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

## 2 自費患者に対し請求する金額

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・同一基準による。
- ・同一基準によらない。

## 3 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・同一基準による。
- ・同一基準によらない。

#### 4 健康診査に係る診療収入の明細

健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円
船員保健法	円	学校保健法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法	円
		律	
計		計	
		健康診査に係る診療収入合計	⑧

(記載上の注意事項)

- (1) ③が⑧と一致すること。

#### 添付資料

- 上記「1 診療収入の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書（所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。）
- 診療報酬規程